



鳥取県公報

平成 22 年 3 月 31 日 (水)
号外第 39 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (27) (業務効率化室) 5

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

県民の視点に立った組織体制を確立し、新たな行政需要に対応するため、統轄監を設置し、その内部組織及び所掌事務を定める等、県の行政組織を改正する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 本庁に関する事項

- (ア) 統轄監を新設する。
- (イ) 次に掲げる機関を本庁の機関とする。
 - a 東京本部
 - b 関西本部
 - c 名古屋本部
- (ウ) 次に掲げる課等を新設する。
 - a 統轄監総務課
 - b 統轄監県政推進課
 - c 総務部営繕課
 - d 総務部人権局人権・同和対策課
 - e 企画部企画課
 - f 文化観光局国際観光推進課
 - g 商工労働部産業振興総室次世代環境産業室
 - h 農林水産部全国豊かな海づくり大会推進課
- (エ) 次に掲げる課等を再編する。

区 分	現 行	改 正 後
統轄監	企画部広報課	広報課
総務部	政策法務室	政策法務課
	県民室	県民課
総務部行財政改革局	人事・評価室	人事企画課
	業務効率化室	業務効率推進課
	財源確保室	財源確保推進課
	自治研修所	職員人材開発センター
	福利厚生室	福利厚生課
企画部	協働連携推進課	地域づくり支援局協働連携推進課
	地域づくり支援局情報政策課	情報政策課
企画部地域づくり支援局	移住定住促進室	移住定住促進課
	中山間地域振興室	中山間地域振興課
福祉保健部	障害福祉課	障がい福祉課
	子ども発達支援室	子ども発達支援課
福祉保健部子育て支援総室	子育て応援チーム	子育て応援室
	母子・児童養護チーム	家庭福祉室
商工労働部	政策室	商工政策室
商工労働部経済通商総室	企画調査チーム	企画調査室
	経営支援チーム	経営支援室
	通商物流チーム	通商物流室

商工労働部雇用人材総室	人材育成確保チーム	人材育成確保室
	労働政策チーム	労働政策室
	雇用就業支援チーム	雇用就業支援室
商工労働部産業振興総室	企業立地推進チーム	企業立地推進室
	新事業開拓チーム	新事業開拓室
	産学金官連携チーム	産学金官連携室
商工労働部市場開拓局	市場開拓室	市場開拓課
	食のみやこ推進室	食のみやこ推進課
農林水産部	耕地課	農地・水保全課
農林水産部森林・林業総室	林政企画チーム	林政企画室
	県産材・林産物需要拡大チーム	県産材・林産物需要拡大室
	森林づくり推進チーム	森林づくり推進室
行政監察監	行政監察室	行政監察課
	公益法人・団体指導室	公益法人・団体指導課
	建設事業評価室	工事検査課

(オ) 次に掲げる課等を廃止する。

- a 総務部総務課
- b 総務部行財政改革局給与室
- c 総務部人権局人権推進課
- d 総務部人権局同和対策課
- e 企画部政策企画総室

イ 附属機関に関する事項

- (ア) 鳥取県情報公開審議会及び鳥取県個人情報保護審議会の庶務担当機関を県民課（現行 県民室）に変更する。
- (イ) 鳥取県財産評価審議会の庶務担当機関を行財政改革局財源確保推進課（現行 行財政改革局財源確保室）に変更する。
- (ウ) 鳥取県職員人材開発センター運営審議会（現行 鳥取県自治研修所運営審議会）の庶務担当機関を行財政改革局職員人材開発センター（現行 行財政改革局自治研修所）に変更する。
- (エ) 鳥取県公務災害補償等認定委員会及び鳥取県公務災害補償等審査会の庶務担当機関を行財政改革局福利厚生課（現行 行財政改革局福利厚生室）に変更する。
- (オ) 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の庶務担当機関を人権局人権・同和対策課（現行 人権局人権推進課）に変更する。
- (カ) 鳥取県障害者施策推進協議会及び鳥取県障害者介護給付費等不服審査会の庶務担当機関を障がい福祉課（現行 障害福祉課）に変更する。
- (キ) 鳥取県精神医療審査会のうち精神保健福祉センターが担当する事務を除く事務の庶務担当機関を障がい福祉課（現行 障害福祉課）に変更する。
- (ク) 鳥取県内水面利用調整委員会の内水面の利用に係る資料の収集、法令の調査その他の調査等に関する事務の庶務担当機関を水産振興局水産課（現行 水産課）に、水産課が担当する事務及び議会对応に関することを除く事務の庶務担当機関を行政監察課（現行 行政監察室）に、及び議会对応に関する事務の庶務担当機関を水産振興局水産課及び行政監察課（現行 水産課及び行政監察室）に変更する。
- (ケ) 鳥取県土地収用事業認定審議会の庶務担当機関を技術企画課（現行 県土総務課）に変更する。
- (コ) 鳥取県公益認定等審議会の庶務担当機関を公益法人・団体指導課（現行 公益法人・団体指導室）に変更する。
- (サ) 鳥取県公共事業評価委員会の庶務担当機関を工事検査課（現行 建設事業評価室）に変更する。

ウ 地方機関に関する事項

- (ア) 東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の県民局に農商工連携チームを新設する。
 - (イ) 東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の福祉保健局障害者支援課を福祉保健局障がい者支援課に改める。
 - (ウ) 西部総合事務所県土整備局米子空港整備室を廃止する。
 - (エ) 総合療育センターに地域療育連携支援室を新設する。
 - (オ) 高等技術専門校の総務課及び指導課を廃止し、総務担当、普通訓練担当及び短期訓練担当を置く。
- エ その他
- 内部組織、所掌事務、職制等について所要の規定の整備を行う。
- (2) 関係規則の一部改正
- 次の規則について、(1)に伴う所要の規定の整備等を行う。
- ア 鳥取県法令審査会規則
 - イ 鳥取県公報発行規則
 - ウ 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則
 - エ 鳥取県個人情報保護審議会規則
 - オ 鳥取県個人情報保護条例施行規則
 - カ 鳥取県予算規則
 - キ 知事の職務代理者を定める規則
 - ク 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
 - ケ 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則
 - コ 鳥取県統計調査条例施行規則
 - サ 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則
 - シ 土地収用法施行細則
 - ス 鳥取県営鳥取空港管理規則
 - セ 鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則
 - ソ 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則
 - タ 鳥取県会計管理者等事務決裁規則
 - チ 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則
- (3) 施行期日は、平成22年10月1日とする(1)のエの一部及び公布日とする(2)のスを除き、平成22年4月1日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方機関</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第3節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第4節 総務部の所管に属する機関</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第1款 公文書館（第25条 第34条の2）</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第2款 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第5節～第14節 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（機関の分類）</p> <p>第2条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 地方機関</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節～第3節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第4節 総務部の所管に属する機関</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第1款 東京本部（第25条 第27条）</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第2款 関西本部（第28条 第30条）</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第3款 名古屋本部（第31条 第32条の2）</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第4款 公文書館（第33条 第34条の2）</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>第5款 略</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第5節～第14節 略</p> <p>第5章 略</p> <p>附則</p> <p>（機関の分類）</p> <p>第2条 略</p>

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部局等」という。）並びに部局等の下に設けられる局（局に相当するものを含む。以下「部内局」という。）、課（課に相当するものを含む。以下同じ。）及び総室内室をいう。

3 及び 4 略

（部局等及び局の名称等）

第5条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局等は、次のとおりである。

- 統轄監
- 防災局
- 総務部
- 企画部
- 文化観光局
- 福祉保健部
- 生活環境部
- 商工労働部
- 農林水産部
- 県土整備部
- 行政監察監

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる部内局を置く。

略

（課及び総室内室並びに内部組織の設置）

第6条 次の表の第1欄に掲げる部局等及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課及び総室内室を置き、課及び総室内室に内部組織として同表の第4欄に掲げる係等を置く。

部局等	部内局	課及び総室内室	内部組織
統轄監		総務課	総務企画担当 秘書担当 庁舎管理担当
		県政推進課	
		広報課	企画報道担当 広報紙担当 電子広報担当 情報発信強化担当
防災局	防災チーム	総務担当 企画担当 情報システム管理担当	
	危機管理チーム	危機管理担当 訓練担当	

2 本庁とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第158条第1項の規定に基づき設置される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織（以下「部局等」という。）並びに部局等の下に設けられる局（局に相当するものを含む。以下同じ。）及び課（課に相当するものを含む。以下同じ。）をいう。

3 及び 4 略

（部局等及び局の名称等）

第5条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第2条の規定により設置された部局等は、次のとおりである。

- 防災局
- 総務部
- 企画部
- 文化観光局
- 福祉保健部
- 生活環境部
- 商工労働部
- 農林水産部
- 県土整備部
- 行政監察監

2 前項に掲げる部局等のうち、次の表の左欄に掲げる部の下に、同表の右欄に掲げる局を置く。

略

（局及び課並びに内部組織の設置）

第6条 次の表の左欄に掲げる部局等に、同表の中欄に掲げる局及び課を置き、課に内部組織として同表の右欄に掲げる係等を置く。

部局等	局及び課	内部組織
防災局	防災チーム	総務担当 企画担当 情報システム管理担当
	危機管理チーム	危機管理担当 訓練担当

		消防チーム	消防担当 保安担当
総務部	財政課	主計員	
	政策法務課	法制担当 文書審査担当	
	県民課	県民の声担当 草の根自治支援・企画担当 情報公開担当	
	税務課	企画担当 課税係	
		市町村税制支援室	
	営繕課	保全担当 一般営繕担当 学校営繕担当 耐震営繕担当	
	東京本部	総務行政チーム 観光物産振興チーム 産業振興・定住支援チーム	
	関西本部	企業立地・産業チーム 観光・情報発信チーム 販路開拓チーム	
名古屋本部	企業誘致・観光情報発信担当		
行財政改革局	人事企画課	人材活用担当 人材評価担当	
		給与室	給与制度担当 給与管理担当 勤務時間担当
	業務効率推進課	改革推進担当 規制緩和・外郭団体担当	
	財源確保推進課	財産担当 債権管理担当	
	職員人材開発センター		
	福利厚生課	福利厚生担当 健康管理担当 共済担当	
人権局	人権・同和対策課	企画調整担当 啓発教育係 同和対策担当	
企画部	企画課	総務担当 企画調整担当	
	青少年・文教課	青少年担当 高等教育・学術振興担当 私学振興担当	
	統計課	普及活用・企画担当 人	

		消防チーム	消防担当 保安担当	
総務部	総務課	総務企画担当 秘書担当 施設担当 保全係		
		営繕室		
	政策法務室	法制担当 文書審査担当		
	県民室	県民の声担当 草の根自治支援・企画担当 情報公開担当		
	財政課	主計員		
	税務課	企画担当 課税係		
		市町村税制支援室		
	行財政改革局	人事・評価室	人材活用担当 人材評価担当	
		給与室	給与制度担当 給与管理担当 勤務時間担当	
		業務効率化室	改革推進担当 集中化企画担当 規制緩和・外郭団体担当	
	財源確保室	財産担当 債権管理担当		
	自治研修所			
	福利厚生室	福利厚生担当 健康管理担当 共済担当		
人権局	人権推進課	企画調整担当 啓発教育係		
	同和対策課	企画調整担当 同和対策担当		
企画部	政策企画総室	企画調整チーム		
		次世代改革チーム		
	協働連携推進課	地域ネットワークづくり		

			口生計教育担当 産業労働担当			担当 協働担当
		男女共同参画推進課	企画担当			企画調整・分析担当 普及活用担当 人口生計教育担当 産業労働担当
		情報政策課	地域情報化担当 行政情報化担当			企画報道担当 広報紙担当 電子広報担当 情報発信強化担当
						青少年担当 高等教育・学術振興担当 私学振興担当
						企画担当
	地域づくり支援局	自治振興課	分権自治担当 財政担当 選挙担当			分権自治担当 財政担当 選挙担当
		移住定住促進課				
		中山間地域振興課				
		協働連携推進課	地域ネットワークづくり担当 協働担当			地域情報化担当 行政情報化担当
		交通政策課	総合交通政策担当 鉄道担当 航空担当			総合交通政策担当 鉄道担当 航空担当
文化観光局		文化政策課	企画調整担当 文化芸術担当 総合芸術文化祭担当			企画担当 文化芸術担当 総合芸術文化祭担当
						日本のまつり推進室
		交流推進課	韓国交流担当 ロシア交流担当 東アジア交流担当 交流支援担当 旅券係			韓国交流担当 東アジア交流係 交流支援担当 旅券係
		観光政策課	ようこそ鳥取県運動推進担当 観光魅力づくり・情報発信担当			観光戦略担当 国内誘致宣伝係
			広域観光推進室			国際観光振興室
			山陰海岸ジオパーク推進室			観光資源振興室
		国際観光推進課				
福祉保健部		福祉保健課	施設機能強化係 保護係 援護係			施設機能強化係 地域福祉係 保護係 援護係
			企画総務室			企画総務室
			総務担当 企画調整・地域			総務担当 企画調整担当

			福祉担当				
	障がい福祉課	認定担当 障がい者就労担当 障がい福祉サービス係 精神保健係	自立支援室		障害福祉課	認定担当 障害者就労担当 障害福祉サービス係 精神保健係	自立支援室
	子ども発達支援課				子ども発達支援室		
	長寿社会課	高齢者自立支援担当 高齢者地域支援係 介護保険担当 高齢者施設福祉係			長寿社会課	高齢者自立支援担当 地域リハビリテーション推進係 介護保険担当 高齢者施設福祉係	
	子育て子育て支援総室	子育て王国推進担当 健全育成担当 保育・幼児教育担当 母子保健担当			子育て支援総室	子育て応援チーム	
	家庭福祉室	DV・母子福祉担当 児童養護担当			母子・児童養護チーム		
	医療政策課	医療政策担当 看護担当			医療政策課	医療政策担当 看護係	
		医師確保推進室				医師確保推進室	
	医療指導課	保険医療指導担当 国民健康保険係 薬事担当			医療指導課	保険医療指導担当 国民健康保険係 薬事担当	
	健康政策課	がん・生活習慣病担当 健康づくり文化創造担当			健康政策課	がん・生活習慣病担当 健康づくり文化創造担当 疾病・感染症対策担当	
		感染症・新型インフルエンザ対策室					
生活環境部	環境立県推進課	総務担当 環境立県戦略担当 ISO担当			生活環境部	環境立県推進課	総務担当 環境立県戦略担当 ISO担当
		グリーンニューディール推進室				地球温暖化対策室	
	水・大気環境課	上下水道担当 大気担当			水・大気環境課	水質担当 上下水道担当 大気担当	
		水環境保全室					
	衛生環境研究所	総務課 企画調整室 水環境対策チーム リサイクルチーム 化学衛生室 保健衛生室 大気・地球環境室			衛生環境研究所	総務課 企画調整室 保健衛生室 食品衛生室 水環境室 環境化学室 大気・地球環境室	
	循環型社会推進課	廃棄物リサイクル担当 廃棄物指導担当			循環型社会推進課	一般廃棄物担当 廃棄物指導担当 廃棄物施設担当	

							環境産業育成室
	景観まちづくり課	景観づくり担当 まちづくり担当 土地利用担当		景観まちづくり課	景観づくり担当 まちづくり推進担当 都市計画担当 土地利用担当		
	公園自然課	自然環境保全担当 自然公園担当 緑地公園担当		公園自然課	自然環境保全担当 自然公園担当 緑地公園担当		
	砂丘事務所			砂丘事務所			
	くらしの安心推進課	食の安全担当 くらしの安全担当 地域安全担当		くらしの安心推進課	食の安全担当 くらしの安全担当 地域安全担当		
	安心消費生活センター			安心消費生活センター			
	住宅政策課	管理担当 企画担当 計画担当 建築指導担当		住宅政策課	管理担当 企画担当 計画担当 建築指導担当		
商工労働部	商工政策室			商工政策室			
	経済調査室			経済通商総室	企画調査チーム		
	経営支援室				経営支援チーム		
	通商物流室				通商物流チーム		
	雇用人材育成確保室			雇用人材総室	人材育成確保チーム		
	労働政策室				労働政策チーム		
	雇用就業支援室				雇用就業支援チーム		
	産業立地推進室			産業振興総室	企業立地推進チーム		
	新事業開拓室				新事業開拓チーム		
	次世代環境産業室				産学金官連携チーム		
	産学金官連携室						
農林水産部	農政課	総務担当 農林水産業団体担当		農政課	総務担当 農林水産業団体担当		
		企画調整室			企画調整室		
	農業大学校	総務課 教育研修部		農業大学校	総務課 教育研修部		
	経営支援課	金融担当 農業参入支援		経営支援課	金融担当 農業参入支援		

		係 担い手育成係 農地担当			係 担い手育成係 農地担当
	生産振興課	振興調整担当 鳥獣被害対策担当 生産環境担当 水田作物担当 果樹担当 野菜・花き担当			振興調整担当 鳥獣被害対策担当 生産環境担当 水田作物担当 果樹担当 野菜・花き担当
	畜産課	管理担当 企画・中小家畜係 肉用牛係 酪農草地係 衛生環境担当			管理担当 企画・中小家畜係 肉用牛係 酪農草地係 衛生環境担当
	農地・水保全課	管理・地籍担当 企画・保全支援担当 水資源・防災担当			管理指導担当 企画計画担当 水源・基盤整備担当
		農村整備室			地域農業基盤室
	森林	林政企画室			林政企画チーム
		県産材・林産物需要拡大室			県産材・林産物需要拡大チーム
		森林づくり推進室			森林づくり推進チーム
	全国豊かな海づくり大会推進課	企画総務担当 式典行事担当 事業推進担当			
農林総合研究所	企画総務部	総務担当 評価・研究企画担当 技術普及室			総務担当 評価・研究企画担当 技術普及室
	農業試験場	作物研究室 環境研究室 有機・特別栽培研究室			作物研究室 環境研究室 有機・特別栽培研究室
	園芸試験場	果樹研究室 野菜研究室 花き研究室 環境研究室 生物工学研究室 砂丘地農業研究センター 弓浜砂丘地分場 河原試験地 日南試験地			果樹研究室 野菜研究室 花き研究室 環境研究室 生物工学研究室 砂丘地農業研究センター 弓浜砂丘地分場 河原試験地 日南試験地
	畜産試験場	肉用牛研究室 育種改良研究室 酪農・飼料研究室			肉用牛研究室 育種改良研究室 酪農・飼料研究室
	中小家畜試験場	養豚研究室 環境・養鶏研究室			養豚研究室 環境・養鶏研究室
	林業試験場	森林管理研究室 木材利用研究室			森林管理研究室 木材利用研究室
水産振興	水産課	管理担当 漁業調整係			管理担当 漁業調整係
		水産振興室 漁業振興			水産振興室 漁業振興

	局			担当 漁業経営担当
商工労働部・農林水産部	市場開拓局	市場開拓課		
		食のみやこ推進課		
県土整備部		県土総務課	総務担当 建設業担当 入札制度担当	
		技術企画課	企画・技術調査担当 土木防災係	
			用地室	
		道路企画課	路政担当 企画調査係 維持係 安全施設係	
			高速道路推進室	
		道路建設課	県道担当 国道係 街路係 農道係	
		河川課	水政担当 計画担当 河川係 水防係	
		治山砂防課	採石担当 企画調査係 砂防係 治山係	
空港港湾課	管理担当 港湾係 空港係 漁港係 鳥取港利用促進担当			
行政監察監		行政監察課		
		公益法人・団体指導課	団体検査担当 公益法人担当	
		工事検査課	事業評価担当 工事検査担当	

	局			担当 漁業経営担当
商工労働部・農林水産部	市場開拓局	市場開拓室		
		食のみやこ推進室		
県土整備部		県土総務課	総務担当 建設業担当 用地室	
		技術企画課	企画担当 技術調査担当 土木防災係	
		道路企画課	路政担当 企画調査係 維持係 安全施設係	
			高速道路推進室	
		道路建設課	県道担当 国道係 街路係 農道係	
		河川課	水政担当 計画担当 河川係 水防係	
		治山砂防課	採石担当 企画調査係 砂防係 治山係	
		空港港湾課	管理担当 港湾係 空港係 漁港係 鳥取港利用促進担当	
行政監察監		行政監察室		
		公益法人・団体指導室	団体検査担当 公益法人担当	
		建設事業評価室	事業評価担当 工事検査担当	

(統轄監各課の所掌事務)

第6条の2 統轄監各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 行政運営の総合調整に関すること。
- (2) 位勲(戦没者に係るものを除く。)及び褒賞ほうしょうに関すること。
- (3) 知事及び副知事の秘書に関すること。

- (4) 知事公邸の管理に関すること。
- (5) 行幸啓その他皇室に関すること。
- (6) 庁内儀式に関すること。
- (7) 県庁内図書室の管理運営及び職員の情報の収集・活用能力向上の支援に関すること。
- (8) 庁舎の管理及び取締りに関すること。
- (9) 庁舎の電話、電気、機械その他諸施設の管理に関すること。
- (10) 統轄監、総務部及び行政監察監の連絡調整に関すること。
- (11) 統轄監、総務部及び行政監察監の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課（鳥取県会計管理者組織規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条の規定により設置された会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課をいう。以下同じ。）の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 統轄監内、総務部内及び行政監察監内の研修に関すること。
- (13) その他他課の所掌に属しないこと。
- 県政推進課
- (1) 県政推進上の重要政策の統轄及び総合調整に関すること。
- (2) 次世代改革の推進に関すること。
- (3) 将来ビジョンに関すること。
- 広報課
- (1) 県政に係る広報に関すること。
- (2) 報道機関との連絡等に関すること。
- (3) 庁内放送に関すること。
- (4) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (5) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。
- (6) 催事に係る総合調整に関すること。

（防災局各課の所掌事務）

第6条の3 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災チーム

- (1)～(6) 略
- (7) 局の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。）。

（防災局各課の所掌事務）

第6条の2 防災局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

防災チーム

- (1)～(6) 略
- (7) 局の予算経理及び庶務に関すること（会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課（鳥取県会計局及び庶務集中局設置規則（平成21年鳥取県規則第24号）第2条の規定により設置された会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課をいう。以

(8) 略

危機管理チーム及び消防チーム 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

財政課

- (1) 県議会に関すること。
- (2) 予算その他財政に関すること。
- (3) 県に係る地方交付税に関すること。
- (4) 公社・事業団関係業務の総合調整に関すること(財政に関することに限る。)
- (5) 部の連絡調整に関すること(総務課及び業務

下同じ。)の所掌に属するものを除く。)

(8) 略

危機管理チーム及び消防チーム 略

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

- (1) 行政運営の総合調整に関すること。
- (2) 位勲(戦没者に係るものを除く。)及び褒賞^{ほう}に関すること。
- (3) 知事及び副知事の秘書に関すること。
- (4) 知事公邸の管理に関すること。
- (5) 行幸啓その他皇室に関すること。
- (6) 庁内儀式に関すること。
- (7) 県庁内図書室の管理運営及び職員の情報の収集・活用能力向上の支援に関すること。
- (8) 庁舎の管理及び取締りに関すること。
- (9) 庁舎の電話、電気、機械その他諸施設の管理に関すること。
- (10) 県有施設の保全に関すること。
- (11) 公共建物の企画調整及び事業化の支援に関すること。
- (12) 総務部が所掌する建築工事の入札に関すること。
- (13) 営繕に関すること。
- (14) 建築工事の施工基準(設計単価及び歩掛を含む。)及び技術に関すること。
- (15) 東京本部、関西本部、名古屋本部及び総合事務所の管理事務の総括に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (16) 公文書館に関すること。
- (17) 部及び行政監察監の連絡調整に関すること。
- (18) 部及び行政監察監の予算経理及び庶務に関すること(会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。)
- (19) 部内及び行政監察監内の研修に関すること。
- (20) その他他課の所掌に属しないこと。

効率推進課の所掌に属するものを除く。)。

(6) その他部内他課の所掌に属しないこと。

政策法務課

(1)～(8) 略

(9) 公文書館に関すること。

県民課 略

税務課 略

営繕課

(1) 県有施設の保全に関すること。

(2) 公共建物の企画調整及び事業化の支援に関すること。

(3) 総務部が所掌する建築工事の入札に関すること(県土総務課の所掌に属するものを除く。)。

(4) 営繕に関すること。

(5) 建築工事の施工基準(設計単価及び歩掛を含む。)及び技術に関すること。

東京本部

(1) 各省その他の国の機関、中央諸機関及び府県中央連絡機関等との連絡に関すること。

(2) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること(関東地域等において行うものに限る。)。

(3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること(関東地域等において行うものに限る。)。

(4) 関東地域等の商況等の調査及び情報連絡に関すること。

(5) 観光の宣伝に関すること(関東地域等において行うものに限る。)。

(6) 関東地域等の企業の誘致に関すること。

(7) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること(関東地域等において行うものに限る。)。

(8) 県内への定住促進等に関すること(関東地域等において行うものに限る。)。

(9) その他知事の特命事項に関すること。

関西本部

(1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること(関西地域等において行うものに限る。)。

政策法務室

(1)～(8) 略

県民室 略

財政課

(1) 県議会に関すること。

(2) 予算その他財政に関すること。

(3) 県に係る地方交付税に関すること。

(4) 公社・事業団関係業務の総合調整に関すること(財政に関することに限る。)。

税務課 略

(2) 関西地域等の商況、中京地域等の農産物市場の状況等の調査及び情報連絡に関すること。

(3) 県内物産の販路開拓、宣伝及び紹介に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(4) 観光の宣伝に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(5) 関西地域等の企業の誘致に関すること。

(6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

(7) 県内への定住促進等に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

名古屋本部

(1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。

(2) 中京地域等の商況（農産物市場の状況等を除く。）等の調査及び情報連絡に関すること。

(3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。

(4) 観光の宣伝に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。

(5) 中京地域等の企業の誘致に関すること。

(6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。

(7) 県内への定住促進等に関すること（中京地域等において行うものに限る。）。

行財政改革局人事企画課

(1)~(5) 略

(6) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

(7) 職員の給与の支給手続に関すること（庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。）。

(8) 職員団体に関すること。

(9) 略

行財政改革局業務効率推進課

(1)~(4) 略

(5) 部の連絡調整に関すること（組織及び人事に

行財政改革局人事・評価室

(1)~(5) 略

(6) 略

行財政改革局給与室

(1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

(2) 職員の給与の支給手続に関すること（庶務集中局集中業務課の所掌に属するものを除く。）。

(3) 職員団体に関すること。

行財政改革局業務効率化室

(1)~(4) 略

関することに限る。)。

(6) 局の連絡調整に関すること。

- 行財政改革局財源確保推進課 略
- 行財政改革局職員人材開発センター 略
- 行財政改革局福利厚生課 略
- 人権局人権・同和対策課

(1)~(3) 略

(4) 同和対策に関すること。

(企画部各課の所掌事務)

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

企画課

- (1) 主要施策に係る課題の調査検討に関すること。
- (2) 県政に係る総合企画及び連絡調整に関すること(県政推進課の所掌に属するものを除く。)。
- (3) 略
- (4) 略

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略

青少年・文教課

- (1) 青少年施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (2) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) 県内高等教育機関及び学術研究の振興に関すること。
- (4) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること(私立幼稚園に関するものを除く。)。

- 行財政改革局財源確保室 略
- 行財政改革局自治研修所 略
- 行財政改革局福利厚生室 略
- 人権局人権推進課

(1)~(3) 略

人権局同和対策課
同和対策に関すること。

(企画部各課の所掌事務)

第8条 企画部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策企画総室

- (1) 県政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 次世代改革の推進に関すること。
- (5) 将来ビジョンに関すること。
- (6) その他県政に係る総合企画及び連絡調整に関すること。
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略

協働連携推進課

- (1) 県民及び大学、研究機関、非営利公益活動団体等の団体と連携した施策形成の推進に関すること。
- (2) ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) 特定非営利活動法人に関すること。

(5) 科学技術の振興に関すること。

統計課 略

統計課 略

広報課

- (1) 県政に係る広報に関すること。
- (2) 報道機関との連絡等に関すること。
- (3) 庁内放送に関すること。
- (4) 県及び県庁のイメージの創出に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (5) 県及び県庁の情報発信に係る企画及び総合調整に関すること。
- (6) 催事に係る総合調整に関すること。

青少年・文教課

- (1) 青少年施策の企画、連絡調整及び推進に関すること。
- (2) レクリエーション及び余暇活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) 県内高等教育機関及び学術研究の振興に関すること。
- (4) 私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関すること（私立幼稚園に関するものを除く。）。
- (5) 科学技術の振興に関すること。

男女共同参画推進課

男女共同参画推進課

- (1)及び(2) 略
- (3) 男女共同参画センターに関すること（人権局人権・同和対策課と共管）。

- (1)及び(2) 略
- (3) 男女共同参画センターに関すること（人権局人権推進課と共管）。

情報政策課

- (1) 情報化施策に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域の高度情報化の推進に関すること。
- (3) 電子県庁の推進に関すること。
- (4) 電子署名に係る県の認証業務に関すること。
- (5) 住民基本台帳ネットワークシステムの管理運営に関すること。

地域づくり支援局自治振興課

- (1)~(3) 略
- (4) 住民基本台帳に関すること（情報政策課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 略

- (1)~(3) 略
- (4) 住民基本台帳に関すること（地域づくり支援局情報政策課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 略

地域づくり支援局移住定住促進課 略

地域づくり支援局移住定住促進室 略

地域づくり支援局中山間地域振興課 略

地域づくり支援局中山間地域振興室 略

地域づくり支援局情報政策課

- (1) 情報化施策に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域の高度情報化の推進に関すること。

<p>地域づくり支援局協働連携推進課</p> <p>(1) <u>県民及び大学、研究機関、非営利公益活動団体等の団体と連携した施策形成の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>ボランティア等の社会参加活動の推進に係る総合調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>特定非営利活動法人に関すること。</u></p> <p>地域づくり支援局交通政策課</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 空港の国際化の推進及び利用の促進に関すること(<u>国際観光推進課の所掌に属するものを除く。</u>)。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(文化観光局各課の所掌事務)</p> <p>第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>文化政策課</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>県民文化会館、倉吉未来中心、童謡館、コンベンションセンター及び夢みなとタワーに関すること。</u></p> <p>(5) <u>局の連絡調整に関すること(<u>企画課の所掌に属するものを除く。</u>)。</u></p> <p>(6) <u>局の予算経理及び庶務に関すること(<u>会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課並びに企画課の所掌に属するものを除く。</u>)。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>交流推進課 略</p> <p>観光政策課</p> <p>(1) <u>観光の振興に関すること(<u>国際観光推進課の所掌に属するものを除く。</u>)。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p><u>国際観光推進課</u></p>	<p>(3) <u>電子県庁の推進に関すること。</u></p> <p>(4) <u>電子署名に係る県の認証業務に関すること。</u></p> <p>(5) <u>住民基本台帳ネットワークシステムの管理運営に関すること。</u></p> <p>地域づくり支援局交通政策課</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 空港の国際化の推進及び利用の促進に関すること(<u>観光政策課の所掌に属するものを除く。</u>)。</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(文化観光局各課の所掌事務)</p> <p>第8条の2 文化観光局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>文化政策課</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(4) <u>県民文化会館、倉吉未来中心及び童謡館に関すること。</u></p> <p>(5) <u>局の連絡調整に関すること(<u>政策企画総室の所掌に属するものを除く。</u>)。</u></p> <p>(6) <u>局の予算経理及び庶務に関すること(<u>会計局審査出納課及び庶務集中局集中業務課並びに政策企画総室の所掌に属するものを除く。</u>)。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>交流推進課 略</p> <p>観光政策課</p> <p>(1) 観光の振興に関すること。</p> <p>(2) <u>総合保養地域の振興に関すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>観光振興団体及びコンベンション振興団体の育成及び指導に関すること。</u></p> <p>(5) <u>コンベンションセンター及び夢みなとタワーに関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p>
---	--

国際観光の振興に関すること。

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課 略

障がい福祉課 略子ども発達支援課 略

長寿社会課

(1)～(4) 略

(5) 養護老人ホームに関すること。

子育て支援総室～健康政策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～衛生環境研究所 略

循環型社会推進課

(1)～(3) 略

景観まちづくり課 略

公園自然課

(1)～(3) 略

(4) 自然公園及び長距離自然歩道に関すること(管理に関することを除く。)

(5)及び(6) 略

(7) 略(8) 略(9) 略

砂丘事務所 略

くらしの安心局くらしの安心推進課

(1)～(15) 略

(16) 動物の愛護及び管理に関すること。(17) 略(18) 略(19) 略(20) 略(21) 略(22) 略

くらしの安心局消費生活センター及びくらしの安心局住宅政策課 略

(福祉保健部各課の所掌事務)

第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健課 略

障害福祉課 略子ども発達支援室 略

長寿社会課

(1)～(4) 略

(5) 介護老人保健施設に関すること。(6) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに関すること。

子育て支援総室～健康政策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～衛生環境研究所 略

循環型社会推進課

(1)～(3) 略

(4) 環境及びリサイクルに関連する産業の育成に関すること。

景観まちづくり課 略

公園自然課

(1)～(3) 略

(4) 自然公園及び長距離自然歩道に関すること。

(5)及び(6) 略

(7) 動物の愛護及び管理に関すること。(8) 略(9) 略(10) 略

砂丘事務所 略

くらしの安心局くらしの安心推進課

(1)～(15) 略

(16) 略(17) 略(18) 略(19) 略(20) 略(21) 略

くらしの安心局消費生活センター及びくらしの安心局住宅政策課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策室 略

経済通商総室及び雇用人材総室 略

産業振興総室

(1)～(7) 略

(8) 環境産業の振興に関すること。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1)～(3) 略

(4) 中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関すること(産業振興総室の所掌に属するものを除く。)。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 農林水産部が所掌する土木工事の入札に関すること(県土総務課の所掌に属するものを除く。)。

(11) 略

農業大学校 略

経営支援課

(1)～(3) 略

(4) 集落営農組織育成事業に関すること。

(5)～(9) 略

生産振興課及び畜産課 略

農地・水保全課

(1) 土地改良事業(広域農道整備事業及び基幹農道整備事業を除く。次号、第3号、第5号及び第6号において同じ。)に関すること。

(2)～(9) 略

(10) 農地を守る直接支払事業に関すること。

森林・林業総室 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

政策室 略

経済通商総室及び雇用人材総室 略

産業振興総室

(1)～(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(農林水産部各課の所掌事務)

第12条 農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

農政課

(1)～(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 農林水産部が所掌する土木工事の入札に関すること。

(10) 略

農業大学校 略

経営支援課

(1)～(3) 略

(4) 農地を守る直接支払及び集落営農組織育成事業に関すること。

(5)～(9) 略

生産振興課及び畜産課 略

耕地課

(1) 土地改良事業(広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を除く。次号、第3号、第5号及び第6号において同じ。)に関すること。

(2)～(9) 略

森林・林業総室 略

<p><u>全国豊かな海づくり大会推進課</u> <u>全国豊かな海づくり大会に関すること。</u> 農林総合研究所企画総務部～農林総合研究所林業試験場 略 水産振興局水産課 (1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>水産事務所に關すること（経済通商総室と共管）。</u> (12) 略 (13) 略 (14) 略</p> <p>（市場開拓局各課の所掌事務） 第12条の2 市場開拓局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 <u>市場開拓局市場開拓課</u> 略 <u>市場開拓局食のみやこ推進課</u> 略</p> <p>（県土整備部各課の所掌事務） 第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 県土総務課</p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <p>(3) <u>土木建築工事の入札に關すること。</u></p> <p>(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 技術企画課 (1)～(4) 略</p>	<p>農林総合研究所企画総務部～農林総合研究所林業試験場 略 水産振興局水産課 (1)～(10) 略 (11) <u>全国豊かな海づくり大会に關すること。</u> (12) <u>水産事務所に關すること（経済・雇用政策総室と共管）。</u> (13) 略 (14) 略 (15) 略</p> <p>（市場開拓局各室の所掌事務） 第12条の2 市場開拓局各室の所掌事務は、次のとおりとする。 <u>市場開拓局市場開拓室</u> 略 <u>市場開拓局食のみやこ推進室</u> 略</p> <p>（県土整備部各課の所掌事務） 第13条 県土整備部各課の所掌事務は、次のとおりとする。 県土総務課 (1) <u>土地等の収用及び使用に關すること。</u> (2) <u>道路、河川、港湾その他土木に關する工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に關すること。</u> (3) <u>国土交通省所管の国有財産に關すること。</u> (4) <u>公有地の拡大の推進に關する法律（昭和47年法律第66号）の施行に關すること（地域づくり支援局自治振興課の所掌に屬するものを除く。）。</u> (5) 略 (6) 略 (7) <u>測量法（昭和24年法律第188号）の施行に關すること。</u> (8) <u>県土整備部が所掌する土木工事の入札に關すること。</u> (9) <u>収用委員会に關すること。</u> (10) <u>鳥取県土地開発公社に關すること。</u> (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 技術企画課 (1)～(4) 略</p>
--	---

- (5) 土地等の収用及び使用に関すること。
- (6) 道路、河川、港湾その他土木に関する工事に必要な土地等の取得及び地上物件の移転に関すること。
- (7) 国土交通省所管の国有財産に関すること。
- (8) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の施行に関すること（地域づくり支援局自治振興課の所掌に属するものを除く。）。
- (9) 測量法（昭和24年法律第188号）の施行に関すること。
- (10) 収用委員会に関すること。
- (11) 鳥取県土地開発公社に関すること。

道路企画課 略
道路建設課

- (1) 略
- (2) 広域農道整備事業及び基幹農道整備事業に関すること。
河川課
- (1) 公有水面の埋立て（農地・水保全課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2)～(4) 略
- (5) 海岸保全区域の維持管理及び工事（農地・水保全課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6)及び(7) 略
治山砂防課
- (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関すること（河川課の所掌に属するものを除く。）。
- (2)～(8) 略
空港港湾課 略

（行政監察監各課の所掌事務）

第14条 行政監察監各課の所掌事務は、次のとおりとする。

行政監察課 略
公益法人・団体指導課 略
工事検査課 略

（職制及び職務）

第16条 鳥取県行政組織条例第14条第2項に規定する部局長等は、次の表の左欄に掲げる部局等の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりである。

統轄監	統轄監
-----	-----

道路企画課 略
道路建設課

- (1) 略
- (2) 広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に関すること。
河川課
- (1) 公有水面の埋立て（耕地課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (2)～(4) 略
- (5) 海岸保全区域の維持管理及び工事（耕地課及び空港港湾課の所掌に属するものを除く。）に関すること。
- (6)及び(7) 略
治山砂防課
- (1) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）の施行に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2)～(8) 略
空港港湾課 略

（行政監察監各室の所掌事務）

第14条 行政監察監各室の所掌事務は、次のとおりとする。

行政監察室 略
公益法人・団体指導室 略
建設事業評価室 略

（職制及び職務）

第16条 鳥取県行政組織条例第13条第2項に規定する部局長等は、次の表の左欄に掲げる部局等の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりである。

--	--

防災局	防災監	
略		
2～4 略		
5 <u>部内局、課及び総室内室</u> に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該部内局、課及び総室内室の事務をつかさどる。		
6 部局等及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部局等に次長（次長に相当するものを含む。以下同じ。）を、課に課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。）を置くことができる。		
7～11 略		
(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)		
第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条の規定による開示決定等に係る不服申立てについての審議、開示請求に対する決定等に係る報告の受理及び同条例の施行に関する重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	県民課
鳥取県個人情報保護審議会	鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第37条第1項の規定による個人情報の収集範囲等及び同条例の運用に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに開示決定等に係る不服申立て等についての審議に関する事務	県民課
略		

防災局	防災監	
略		
2～4 略		
5 <u>局及び課</u> に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局及び課の事務をつかさどる。		
6 部局等、 <u>局</u> 及び課の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、部局等に次長（次長に相当するものを含む。以下同じ。）を、課に課長補佐（課長補佐に相当するものを含む。以下同じ。）を置くことができる。		
7～11 略		
(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)		
第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略		
鳥取県情報公開審議会	鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条の規定による開示決定等に係る不服申立てについての審議、開示請求に対する決定等に係る報告の受理及び同条例の施行に関する重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	県民室
鳥取県個人情報保護審議会	鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第37条第1項の規定による個人情報の収集範囲等及び同条例の運用に関する重要事項についての実施機関に対する意見の具申並びに開示決定等に係る不服申立て等についての審議に関する事務	県民室
略		

鳥取県財産 評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置 条例（昭和38年鳥取県条例 第6号）第2条の規定によ る県有財産の購入、売却、 交換等についての価格の調 査審議に関する事務	行財政改 革局財源 確保推進 課	鳥取県財産 評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置 条例（昭和38年鳥取県条例 第6号）第2条の規定によ る県有財産の購入、売却、 交換等についての価格の調 査審議に関する事務	行財政改 革局財源 確保室
鳥取県職員 人材開発セ ンター運営 審議会	鳥取県職員人材開発センタ ー運営審議会設置条例（昭 和31年鳥取県条例第2号） 第2条の規定によるセンタ ーの運営についての審議に 関する事務	行財政改 革局職員 人材開発 センター	鳥取県自治 研修所運営 審議会	鳥取県自治研修所運営審議 会設置条例（昭和31年鳥取 県条例第2号）第2条の規 定による研修所の運営につ いての審議に関する事務	行財政改 革局自治 研修所
鳥取県公務 災害補償等 認定委員会	議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関 する条例（昭和42年鳥取県 条例第31号）第4条の規定 による職員の公務又は通勤 による災害の認定に関し必 要な事項についての審議に 関する事務	行財政改 革局福利 厚生課	鳥取県公務 災害補償等 認定委員会	議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関 する条例（昭和42年鳥取県 条例第31号）第4条の規定 による職員の公務又は通勤 による災害の認定に関し必 要な事項についての審議に 関する事務	行財政改 革局福利 厚生室
鳥取県公務 災害補償等 審査会	議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関 する条例第18条の規定によ る実施機関が行う公務上の 災害又は通勤による災害の 認定、療養の方法、補償金 額の決定その他補償の実施 についての不服申立ての審 査に関する事務		鳥取県公務 災害補償等 審査会	議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関 する条例第18条の規定によ る実施機関が行う公務上の 災害又は通勤による災害の 認定、療養の方法、補償金 額の決定その他補償の実施 についての不服申立ての審 査に関する事務	
鳥取県人権 尊重の社会 づくり協議 会	鳥取県人権尊重の社会づく り条例（平成8年鳥取県条 令第15号）第7条第2項及 び第3項の規定による人権 施策基本方針及び人権尊重 の社会づくりに関する事項 に関しての知事に対する意 見具申に関する事務	人権局人 権・同和 対策課	鳥取県人権 尊重の社会 づくり協議 会	鳥取県人権尊重の社会づく り条例（平成8年鳥取県条 令第15号）第7条第2項及 び第3項の規定による人権 施策基本方針及び人権尊重 の社会づくりに関する事項 に関しての知事に対する意 見具申に関する事務	人権局人 権推進課
略			略		
鳥取県障害 者施策推進 協議会	障害者基本法（昭和45年法 律第84号）第26条第2項の 規定による障害者計画に関 する事項の知事の諮問に対 する答申並びに障害者に関 する施策の総合的かつ計画 的な推進について必要な事	障がい福 祉課	鳥取県障害 者施策推進 協議会	障害者基本法（昭和45年法 律第84号）第26条第2項の 規定による障害者計画に関 する事項の知事の諮問に対 する答申並びに障害者に関 する施策の総合的かつ計画 的な推進について必要な事	障害福祉 課

	項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関しての知事に対する意見の具申並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第89条第5項の規定による障害福祉計画の策定又は変更に関する知事の諮問に対する答申に関する事務			項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申並びに精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関しての知事に対する意見の具申並びに障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第89条第5項の規定による障害福祉計画の策定又は変更に関する知事の諮問に対する答申に関する事務	
鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分についての不服申立ての審査に関する事務		鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	障害者自立支援法第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分についての不服申立ての審査に関する事務	
鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査（知事が報告を求めた任意入院者に係るものを含む。）及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務	障がい福祉課（精神保健福祉センターが担当する事務を除く。）	鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による定期報告等に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査（知事が報告を求めた任意入院者に係るものを含む。）及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務	障害福祉課（精神保健福祉センターが担当する事務を除く。）
略			略		
鳥取県内水面利用調整委員会	鳥取県内水面利用調整委員会条例（平成15年鳥取県条例第55号）第2条の規定による内水面の利用等に係る争いに係るあっせん及び仲裁に関する事務	水産振興局水産課（内水面の利用に係る資料の収集、法令の調査その他	鳥取県内水面利用調整委員会	鳥取県内水面利用調整委員会条例（平成15年鳥取県条例第55号）第2条の規定による内水面の利用等に係る争いに係るあっせん及び仲裁に関する事務	水産課（内水面の利用に係る資料の収集、法令の調査その他の調査等

		の調査等に関することに限る。)			に関することに限る。)
		行政監察課(水産振興局水産課が担当する事務及び議会対応に関するものを除く。)			行政監察室(水産課が担当する事務及び議会対応に関するものを除く。)
		水産振興局水産課及び行政監察課(議会対応に関することに限る。)			水産課及び行政監察室(議会対応に関することに限る。)
鳥取県建設工事紛争審査会	建設業法(昭和24年法律第100号)第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあつせん、調停及び仲裁に関する事務	県土総務課	鳥取県建設工事紛争審査会	建設業法(昭和24年法律第100号)第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあつせん、調停及び仲裁に関する事務	県土総務課
鳥取県建設工事等入札・契約審議会	鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例(平成14年鳥取県条例第68号)第2条の規定による建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況、建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況、建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為並びに用地取得等契約の処理状況についての調査審議に関する事務		鳥取県建設工事等入札・契約審議会	鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例(平成14年鳥取県条例第68号)第2条の規定による建設工事等の入札及び契約に関する制度及びその運用状況、建設工事等の入札及び契約に係る関係者からの苦情の処理状況、建設工事等の入札及び契約に係る談合その他の不正行為並びに用地取得等契約の処理状況についての調査審議に関する事務	
鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させら	技術企画課	鳥取県土地収用事業認定審議会	土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させら	

	れた事項の調査審議に関する事務	
略		
鳥取県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の処理及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第1章第4節第6款の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	公益法人・団体指導課
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条の規定による実施中又は実施前の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	工事検査課
略		

（内部組織）

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

東 部 総 合 事 務 所	県民局	略	
		県民課	県民の声・観光担当 地域づくり担当
		農商工連携 チーム	

	れた事項の調査審議に関する事務	
略		
鳥取県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第50条第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の処理及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第1章第4節第6款の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	公益法人・団体指導室
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条の規定による実施中又は実施前の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	建設事業評価室
略		

（内部組織）

第22条 次の表の第1欄に掲げる総合事務所ごとに、それぞれ同表の第2欄に掲げる局を置き、局の事務を分掌させるため、それぞれ同表の第3欄に掲げる課を置き、それぞれ同表の第4欄に掲げる係等を置く。

東 部 総 合 事 務 所	県民局	略	
		県民課	県民の声担当 地域づくり担当 文化観光担当

略			
福祉保 健局	略		
	障がい者支 援課	障がい者支援担当 精 神保健担当	
	略		
略			
略			
中 部 総 合 事 務 所	県民局	略	
		県民活動課	県民の声担当 活動支 援担当
		農商工連携 チーム	
	県税局	収税課	管理係 徴収係
		略	
	福祉保 健局	略	
		障がい者支 援課	障がい者支援係
		略	
	略		
	西 部 総 合 事 務 所	県民局	略
大山中海振 興課			文化・観光担当 食の みやこ担当
略			
		庶務会計課	総務会計担当
		農商工連携 チーム	
県税局		収税課	管理係 徴収第一係 徴収第二係 徴収第三 係
		略	
福祉保 健局		略	
	障がい者支 援課	障がい者支援係 精神 保健係	
	略		
	健康支援課	医薬係 健康づくり支 援係	
		感染症・疾 病対策室	
略			
県土整 備局	略		
	計画調査課	地域計画班 設計調査 班 山陰道推進担当	

略			
福祉保 健局	略		
	障害者支援 課	障害者支援担当 精神 保健担当	
	略		
略			
略			
中 部 総 合 事 務 所	県民局	略	
		県民活動課	県民の声担当 活動支 援担当
	県税局	収税課	管理係 徴収係 自動 車税係
		略	
	福祉保 健局	略	
		障害者支援 課	障害者支援係
		略	
	略		
	西 部 総 合 事 務 所	県民局	略
大山中海振 興課			文化・観光担当 食の みやこ担当 国際担当
略			
		庶務会計課	総務会計担当
県税局		収税課	管理係 徴収係 自動 車税係
		略	
福祉保 健局		略	
	障害者支援 課	障害者支援係	
	略		
	健康支援課	医薬係 感染症・疾病 対策係 健康づくり支 援係	
略			
県土整 備局	略		
	計画調査課	地域計画班 設計調査 班 山陰道推進担当	
		米子空港整	

	略
略	

(県民局各課の所掌事務)

第22条の2 東部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 県民局企画総務課及び県民局県民課 略
県民局農商工連携チーム
中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関すること。

第22条の4 中部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 県民局企画総務課～県民局県民活動課 略
県民局農商工連携チーム
中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関すること。

第22条の5 西部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 県民局企画県民課
 (1)～(9) 略
(10) 中海対策に係る連絡調整に関すること。
 (11) 略
 県民局大山中海振興課～県民局庶務会計課 略
県民局農商工連携チーム
中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関すること。

第22条の6 日野総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 県民局企画県民室
 (1)～(11) 略
 (12) 略
 (13) 略
 県民局庶務会計チーム 略
 県民局商工観光チーム
 (1) 略
(2) 中小企業者と農林漁業者の連携による事業活動の促進に関すること。
 (3) 略
 (4) 略
 (5) 略

	備室
	略
略	

(県民局各課の所掌事務)

第22条の2 東部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 県民局企画総務課及び県民局県民課 略

第22条の4 中部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 県民局企画総務課～県民局県民活動課 略

第22条の5 西部総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 県民局企画県民課
 (1)～(9) 略
 (10) 略
 県民局大山中海振興課～県民局庶務会計課 略

第22条の6 日野総合事務所県民局各課の所掌事務は、次のとおりとする。
 県民局企画県民室
 (1)～(11) 略
(12) 旅券の発給に関すること。
 (13) 略
 (14) 略
 県民局庶務会計チーム 略
 県民局商工観光チーム
 (1) 略
 (2) 略
 (3) 略
 (4) 略

<p>(6) 略 (7) 略 (8) 略</p> <p>(福祉保健局各課の所掌事務) 第22条の8 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所においては、八頭郡の区域内に係るものを含むものとする。 福祉保健局福祉企画課及び福祉保健局福祉支援課 略 福祉保健局障がい者支援課 略 福祉保健局健康支援課及び福祉保健局福祉保健課 略</p> <p>(生活環境局各課の所掌事務) 第22条の9 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所においては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあっては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。 生活環境局環境・循環推進課 略 生活環境局生活安全課 次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所においては、第1号から第9号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。) (1)~(9) 略 (10) 自然公園に関すること(県民局大山中海振興課又は県民局商工観光チームの所掌に属するものを除く。) (11)及び(12) 略 生活環境局建築住宅課 略</p> <p>(農林局各課の所掌事務) 第22条の10 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 農林局農業振興課 (1)~(14) 略 (15) 土地改良事業(広域農道整備事業及び基幹農道整備事業を除く。)に関すること。 (16)~(21) 略 農林局農林業振興課~農林局日野農業改良普及所 略</p>	<p>(5) 略 (6) 略 (7) 略</p> <p>(福祉保健局各課の所掌事務) 第22条の8 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所においては、八頭郡の区域内に係るものを含むものとする。 福祉保健局福祉企画課及び福祉保健局福祉支援課 略 福祉保健局障害者支援課 略 福祉保健局健康支援課及び福祉保健局福祉保健課 略</p> <p>(生活環境局各課の所掌事務) 第22条の9 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、東部総合事務所においては八頭郡の区域内に係るものを、西部総合事務所生活環境局建築住宅課にあっては日野郡の区域内に係るものを含むものとする。 生活環境局環境・循環推進課 略 生活環境局生活安全課 次に掲げる事務(保健所の所掌に属するものを除き、西部総合事務所においては、第1号から第9号までに掲げる事務で日野郡の区域内に係るものを含む。) (1)~(9) 略 (10) 自然公園に関すること(県民局商工観光チームの所掌に属するものを除く。) (11)及び(12) 略 生活環境局建築住宅課 略</p> <p>(農林局各課の所掌事務) 第22条の10 農林局各課の所掌事務は、次のとおりとする。 農林局農業振興課 (1)~(14) 略 (15) 土地改良事業(広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を除く。)に関すること。 (16)~(21) 略 農林局農林業振興課~農林局日野農業改良普及所 略</p>
--	--

農林局地域整備課

(1) 土地改良事業（広域農道整備事業及び基幹農道整備事業を除く。）に関する事。

(2)～(5) 略

農林局林業振興課～農林局中海干拓営農センター
略

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の11 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課～県土整備局計画調査課
略

県土整備局道路都市課及び道路整備課

(1)～(4) 略

(5) 広域農道整備事業及び基幹農道整備事業に関する事。

県土整備局河川砂防課及び県土整備局山陰道推進室
略

第4節 総務部の所管に属する機関

農林局地域整備課

(1) 土地改良事業（広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を除く。）に関する事。

(2)～(5) 略

農林局林業振興課～農林局中海干拓営農センター
略

（県土整備局各課の所掌事務）

第22条の11 県土整備局各課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、港湾事務所の所掌に属するものを除くものとする。

県土整備局建設総務課～県土整備局計画調査課
略

県土整備局米子空港整備室

(1) 米子空港の整備設計に係る調査及び調整に関する事。

(2) 米子空港の整備に関連する周辺整備計画の取りまとめ及び調整に関する事。

(3) 米子空港の整備に関連する事業に関する事。

県土整備局道路都市課及び道路整備課

(1)～(4) 略

(5) 広域農道整備事業及び農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業に関する事。

県土整備局河川砂防課及び県土整備局山陰道推進室
略

第4節 総務部の所管に属する機関

第1款 東京本部

（設置）

第25条 東京本部を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県東京本部	東京都

（所掌事務）

第26条 東京本部は、本県と関東地域等との間における経済の交流を促し、産業の振興を図るとともに、中央各官庁及び諸機関との連絡を緊密にし、事務処理の円滑を図るため、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 各省その他の国の機関、中央諸機関及び府県中央連絡機関等との連絡に関する事。

- (2) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること。
- (3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること。
- (4) 関東地域の商況等の調査及び情報連絡に関すること。
- (5) 観光の宣伝に関すること。
- (6) 関東地域等の企業の誘致に関すること。
- (7) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること。
- (8) 県内への定住促進等に関すること。
- (9) その他知事の特命事項に関すること。

(内部組織)

第27条 東京本部に総務行政チーム、観光物産振興チーム及び産業振興・定住支援チームを置く。

第2款 関西本部

(設置)

第28条 関西本部を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県関西本部	大阪市

(所掌事務)

第29条 関西本部は、本県と関西地域等との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること。
- (2) 関西地域の商況、中京地域の農産物市場の状況等の調査及び情報連絡に関すること。
- (3) 県内物産の販路開拓、宣伝及び紹介に関すること。
- (4) 観光の宣伝に関すること。
- (5) 関西地域等の企業の誘致に関すること。
- (6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること。
- (7) 県内への定住促進等に関すること。

(内部組織)

第30条 関西本部に企業立地・産業チーム、観光・情報発信チーム及び販路開拓チームを置く。

第3款 名古屋本部

第 1 款 略

第25条から第32条の2まで 削除

第 2 款 略

(名称、位置及び所管区域)

第49条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)第1条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域	
		社会福祉法 第14条第5 項の事務	その他の事 務
略			
鳥取県西部 福祉事務所	米子市	西伯郡南部 町、伯耆町 及び大山町	米子市、境 港市及び西 伯郡

(設置)

第31条 名古屋本部を次のとおり置く。

名称	位置
鳥取県名古屋本部	名古屋市

(所掌事務)

第32条 名古屋本部は、本県と中京地域等との間における経済の交流を促進し、産業の振興を図るため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県行政に必要な情報の収集及び資料の調査に関すること。
- (2) 中京地域の商況(農産物市場の状況等を除く。)等の調査及び情報連絡に関すること。
- (3) 県内物産に関する宣伝及び紹介に関すること。
- (4) 観光の宣伝に関すること。
- (5) 中京地域等の企業の誘致に関すること。
- (6) 県内産業の振興に係る情報収集及び連絡調整に関すること。
- (7) 県内への定住促進等に関すること。

(内部組織)

第32条の2 名古屋本部に企業誘致・観光情報発信担当を置く。

第 4 款 略

第 5 款 略

(名称、位置及び所管区域)

第49条 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)第1条の規定により設置された福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	位置	所管区域	
		社会福祉法 第14条第5 項の事務	その他の事 務
略			
鳥取県西部 福祉事務所	米子市	西伯郡	米子市、境 港市及び西 伯郡

鳥取県日野 福祉事務所	日野郡日 野町	日野郡日野 町	日野郡
----------------	------------	------------	-----

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部 福祉事務所	略	
	障がい者支援 課	障がい者支援担当 精神保健担当
鳥取県中部 福祉事務所	略	
	障がい者支援 課	障がい者支援係 略
鳥取県西部 福祉事務所	略	
	障がい者支援 課	障がい者支援係 略
略		

- 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。
福祉企画課及び福祉支援課 略
障がい者支援課 略
福祉保健課 略

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取 保健所	略	
	障がい者支 援課	障がい者支援担当 精神保健担当
略		
鳥取県倉吉 保健所	略	
	障がい者支 援課	障がい者支援係 略
略		
鳥取県米子 保健所	略	
	障がい者支 援課	障がい者支援係 精神保健係 略
	健康支援課	医薬係 健康づくり支 援係 感染症・疾病 対策室

鳥取県日野 福祉事務所	日野郡日 野町	日野郡	日野郡
----------------	------------	-----	-----

(内部組織及び所掌事務)

第50条 次の表の左欄に掲げる福祉事務所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を所掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県東部 福祉事務所	略	
	障害者支援課	障害者支援担当 精神保健担当
鳥取県中部 福祉事務所	略	
	障害者支援課	障害者支援係 略
鳥取県西部 福祉事務所	略	
	障害者支援課	障害者支援係 略
略		

- 2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。
福祉企画課及び福祉支援課 略
障害者支援課 略
福祉保健課 略

(内部組織及び所掌事務)

第52条 次の表の左欄に掲げる保健所ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係等を置く。

鳥取県鳥取 保健所	略	
	障害者支援 課	障害者支援担当 精神保健担当
略		
鳥取県倉吉 保健所	略	
	障害者支援 課	障害者支援係 略
略		
鳥取県米子 保健所	略	
	障害者支援 課	障害者支援係 略
健康支援課	医薬係 感染症・疾病 対策係 健康づくり支 援係	

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉企画課 略 <u>障がい者支援課</u> 略 健康支援課～福祉保健課 略</p> <p>(内部組織)</p> <p>第65条 知的障害児施設に総務課、養護課、育成課及び自閉症・発達障害支援センターを置く。</p> <p>(内部組織)</p> <p>第68条 次の表の左欄に掲げる肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる部及び係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">鳥取県立総合療育センター</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 事務部 地域療育連携支援室 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(内部組織)</p> <p>第104条 高等技術専門校に、<u>総務担当、普通訓練担当及び短期訓練担当</u>を置く。</p>		略	略		鳥取県立総合療育センター	事務部 地域療育連携支援室 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>2 各課の所掌事務は、次のとおりとする。 福祉企画課 略 <u>障害者支援課</u> 略 健康支援課～福祉保健課 略</p> <p>(内部組織)</p> <p>第65条 知的障害児施設に総務課、養護課、育成課及び自閉症・発達障害支援センターを置き、<u>課の事務を分掌させるため、育成課に指導係及び社会自立推進係</u>を置く。</p> <p>(内部組織)</p> <p>第68条 次の表の左欄に掲げる肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設ごとに、それぞれ当該右欄に掲げる部及び係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">鳥取県立総合療育センター</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 事務部 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(内部組織)</p> <p>第104条 高等技術専門校に、<u>総務課及び指導課</u>を置く。 2 <u>課の事務を分掌させるため、指導課に普通訓練担当及び短期訓練担当を、鳥取県立倉吉高等技術専門校指導課に障害者訓練担当</u>を置く。</p>		略	略		鳥取県立総合療育センター	事務部 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部	略	
	略																
略																	
鳥取県立総合療育センター	事務部 地域療育連携支援室 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部																
略																	
	略																
略																	
鳥取県立総合療育センター	事務部 医務部 リハビリテーション部 看護部 社会参加部 通園部																
略																	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第22条の6の改正規定(県民局企画県民室に係る部分に限る。)は平成22年10月1日から、附則第14項の規定は公布の日から施行する。

(鳥取県法令審査会規則の一部改正)

2 鳥取県法令審査会規則(平成5年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「政策法務室」を「政策法務課」に改める。

(鳥取県公報発行規則の一部改正)

3 鳥取県公報発行規則(平成5年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「政策法務室長」を「政策法務課長」に、「政策法務室」を「政策法務課」に改める。

第3条第4項中「政策法務室長」を「政策法務課長」に改める。

第4条中「県民室」を「県民課」に改める。

(鳥取県知事の資産等の公開に関する規則の一部改正)

4 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則(平成7年鳥取県規則第104号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「県民室」を「県民課」に改める。

- (鳥取県個人情報保護審議会規則の一部改正)
- 5 鳥取県個人情報保護審議会規則(平成11年鳥取県規則第2号)の一部を次のように改正する。
第4条中「県民室」を「県民課」に改める。
- (鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正)
- 6 鳥取県個人情報保護条例施行規則(平成11年鳥取県規則第63号)の一部を次のように改正する。
第4条中「県民室」を「県民課」に改める。
- (鳥取県予算規則の一部改正)
- 7 鳥取県予算規則(昭和39年鳥取県規則第36号)の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「防災監」を「統轄監、防災監」に、同条第3号中「教育委員会事務局」を「教育委員会の機関」に、「第1条の2第3項」を「第7条」に、「本庁をいう」を「課等に限る」に改める。
- (知事の職務代理者を定める規則の一部改正)
- 8 知事の職務代理者を定める規則(平成12年鳥取県規則第94号)の一部を次のように改正する。
第2条中「総務部長」を「統轄監」に、「企画部長」を「総務部長」に改める。
- (鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部改正)
- 9 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第91号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「県民室」を「県民課」に改める。
- (鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)
- 10 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年鳥取県規則第44号)の一部を次のように改正する。
第7条第3項第1号中「企画部協働連携推進課」を「企画部地域づくり支援局協働連携推進課」に、同項第3号中「協働連携推進課」を「地域づくり支援局協働連携推進課」に改める。
- (鳥取県統計調査条例施行規則の一部改正)
- 11 鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第2号中「政策法務室」を「政策法務課」に改める。
- (鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正)
- 12 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和45年鳥取県規則第42号)の一部を次のように改正する。
様式第7号及び様式第7号の2中「障害福祉課」を「障がい福祉課」に改める。
- (土地収用法施行細則の一部改正)
- 13 土地収用法施行細則(昭和27年鳥取県規則第20号)の一部を次のように改正する。
第3条中「県土総務課」を「技術企画課」に改める。
- (鳥取県営鳥取空港管理規則の一部改正)
- 14 鳥取県営鳥取空港管理規則(昭和42年鳥取県規則第37号)の一部を次のように改正する。
第1条の2中「鳥取行政組織規則」を「鳥取県行政組織規則」に改める。
- (鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正)
- 15 鳥取県外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則(平成11年鳥取県規則第3号)の一部を次のように改正する。
第2条中「行政監察室」を「行政監察課」に改める。
- (鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正)
- 16 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和39年鳥取県規則第18号)の一部を次のように改正する。
第2条第10号中「自治研修所」を「職員人材開発センター」に、「含み、鳥取県教育センター、鳥取県立図書館及び鳥取県立博物館を除く」を「含む」に改める。
- (鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部改正)
- 17 鳥取県会計管理者等事務決裁規則(平成21年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「自治研修所」を「職員人材開発センター」に改める。

(鳥取県警察職員顕彰条例施行規則の一部改正)

18 鳥取県警察職員顕彰条例施行規則(昭和42年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「福利厚生室長」を「福利厚生課長」に改める。